

第

197

号



リーダースクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダースクラブFAXニュース

(1994年)平成6年10月20日 木曜日

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

⊕ 自社株評価の改正のポイント (2・後)

第195号の内容をまとめると次の表になります。

○改正前と改正後の比較表

改正前		改正後			
規模	土地保有割合	改正後の会社規模区分等			
大会社	70%	大会社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員=100人以上 ○ 総資産価額=卸売業20億円以上、 （その他10億円以上で、かつ、従業員数50人超） ○ 取引金額=卸売業80億円以上、その他20億円以上 	左のいずれかに該当	70%
		中会社	○ 総資産価額基準で大会社に該当するが従業員が10人超50人以下のため中会社になった会社（取引金額基準は中会社該当）		
		小会社	○ 総資産価額基準では中会社に該当するが従業員数10人以下のため小会社になった会社（取引金額基準は小会社に該当）	70%	
			○ 総資産価額基準では大会社に該当するが従業員数10人以下のため小会社になった会社（取引金額基準は小会社に該当）		
中会社	90%	大会社	○ 従業員=100人以上（総資産基準及び取引金額基準では中会社）	90%	
		中会社	○ 総資産価額基準、従業員基準及び取引金額基準を総合判定して中会社になった会社		
		小会社	○ 総資産価額基準では中会社に該当するが従業員数10人以下のため小会社になった会社（取引金額基準は小会社に該当）		
小会社	—	小会社	改正前の基準で小会社に該当する場合には、改正後も土地保有特定会社にはならない。	—	

問題点として、改正前の基準で大会社であったものが、改正後の基準で小会社になった場合のみ、土地保有割合70%（他の小会社についてはすべて90%）で判定される点があげられます。